

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合（以下「両締約者」という。）は、

民間航空製品が複数の国において設計され、製造され、及び流通する継続的な傾向が生じていることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を促進し、並びに民間航空製品の自由な流通を容易にすることを希望し、民間航空の安全に関する事項において協力を促進し、及び効率性を高めることを希望し、

両締約者の協力が、民間航空の安全及び環境適合性に関する基準及び過程の一層の国際的な調和の促進に積極的に寄与することができるとを考慮し、

技術的な検査、評価及び試験の重複を取り除くことにより、航空産業に課される経済的な負担を軽減することができるとを考慮し、

適合性認定及び証明書の相互受入れが、両締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度が十分に同等の水準の安全性を確保しているという両締約者の相互の信頼に基づかなければならないことを認識し、

この相互受入れが、また、この協定の対象となる全ての分野における他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を要求することを認識し、

継続的な意思疎通及び相互の信頼に基づき民間航空の安全及び環境適合性において協力することが両締約者の希望であることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を取り扱う二国間の、地域的な及び多数国間の協定に基づく両締約者のそれぞれの約束を認識して、

次のとおり協定した。

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) この協定の附属書に定めるところにより、いずれかの締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の相互受入れを可能にすること。
- (b) 高い水準の民間航空の安全及び環境適合性のための協力を促進すること。
- (c) 民間航空産業の複数の国にわたる広がり容易にすること。

- (d) 民間航空製品及び民間航空に関するサービスの自由な流通を容易にし、及び促進すること。

第二条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「認定機関」とは、この協定の適用範囲に関連する権利を行使することについていずれかの締約者の権限のある当局によって認定された法人をいう。

- (b) 「証明書」とは、民間航空製品、機関又は法人若しくは自然人が締約者の法令に定める関係する要件に適合する旨の適合性に関する承認の形式として交付する認定書、免状その他の文書をいう。

- (c) 「民間航空製品」とは、民間航空機、航空機用発動機若しくは航空機用プロペラ又はこれらに装備された若しくは装備される部分組立品、装備品、部品若しくは構成品をいう。

- (d) 「権限のある当局」とは、この協定の目的のため、締約者が次の任務の遂行のために指定する民間航空の安全について責任を負う政府機関をいう。

- (i) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの当該締約者の法令及び運用規則に定める関係する要件についての適合性を評価すること。

(ii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての継続的な適合性に関する監視を行うこと。

(iii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての適合性を確保するために執行活動を行うこと。

(e) 「適合性認定」とは、試験、検査、資格審査、認定、監視その他の活動の結果として、締約者の法令に定める関係する要件についての適合性を決定することをいう。

(f) 「監視」とは、締約者の法令に定める関係する要件についての継続的な適合性を決定するために当該締約者の権限のある当局が行う定期的な監視をいう。

(g) 「技術機関」とは、日本国については国土交通省航空局又はその後継機関を、欧州連合については欧州連合航空安全庁又はその後継機関をいう。国土交通省航空局及び欧州連合航空安全庁は、(d)に定義する権限のある当局である場合においても、該当するときは、この協定及びその附属書において「技術機関」という。

第三条 範囲及び実施

1 この協定に基づく協力の範囲には、次の分野を含めることができる。

- (a) 耐空証明書及び民間航空製品の監視
- (b) 環境証明書及び民間航空製品の試験
- (c) 設計証明書及び製造証明書並びに設計機関及び製造機関の監視
- (d) 整備機関の証明書及び整備機関の監視
- (e) 航空従事者の免許及び訓練
- (f) 航空用地上訓練機の資格審査の評価
- (g) 航空機の運航
- (h) 千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約の附属書の対象となる航空の安全に関する他の分野

2 両締約者は、1に掲げる各分野における協力の実施のため、それぞれの民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度が、両締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の受入れを認めるために十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合に

は、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法（必要な場合には経過措置を含む。）を定める個別の附属書を作成する。個別の附属書のための実施手続は、両技術機関が作成する。両締約者の民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度の間の技術的な相違については、附属書及び実施手続において取り扱う。

第四条 一般的義務

1 各締約者は、この協定の附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れる。

2 両締約者は、また、第三国が、民間航空製品、機関又は法人若しくは自然人が当該第三国の法令に定める関係する要件に適合する旨の適合性に関する承認の形式として交付する認定書、免状その他の文書を受け入れることができる。その受入れの条件は、適当な附属書で定める。

3 この協定のいかなる規定も、両締約者の任意規格又は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。

4 各締約者は、それぞれの権限のある当局が引き続き能力を有し、及びこの協定に基づく責任を果たすこ

とを確保する。

第五条 規制上の権限の保全及びセーフガード措置

1 この協定のいかなる規定も、締約者の次の権限を制限するものと解してはならない。

(a) 立法上、規制上及び行政上の措置により、当該締約者が安全性及び環境のために適当と認める保護の水準を決定すること。

(b) この協定の対象となる民間航空製品、サービス又は行為が次のいずれかの事項に該当する相当のおそれがある場合には、適当なかつ即時の全ての措置をとること。

(i) 安全性を低下させ、又は環境を悪化させること。

(ii) 当該締約者の立法上、規制上又は行政上の関係する措置に適合しないこと。

(iii) その他この協定の関係する附属書に定める要件を満たさないこと。

2 いずれかの締約者が1(b)の規定に従って措置をとる場合には、当該締約者は、他方の締約者に対し、当該措置をとった後十五執務日以内にその理由を示して書面により通報する。

3 この条の規定に従ってとられる措置は、この協定の違反を構成しない。

第六条 連絡

1 両締約者は、この協定の実施に関する連絡のための連絡部局を指定し、及び相互に通報する。全ての連絡は、英語によるものとする。

2 両締約者は、この協定の効力発生後は、権限のある当局の一覧表を相互に通報し、及びその後は必要となったときにその都度、更新された一覧表を相互に通報する。

第七条 透明性、規制に関する協力及び相互支援

1 各締約者は、この協定に関連する自己の法令及びその重要な変更について他方の締約者が随時通報を受けることを確保する。

2 両締約者は、自己の関連する法令、基準及び要件並びに証明書の交付のための制度の重要な修正案（この協定に影響を及ぼすおそれのあるものに限る。）を可能な限り相互に通報する。両締約者は、可能な限り、当該修正案に対して意見を述べる機会を相互に与え、及び当該意見に妥当な考慮を払う。

3 各締約者の権限のある当局は、安全性に関する問題を調査し、及び解決するため、適当な附属書に定めるところによりそれぞれの監督活動に他方の締約者の権限のある当局がオブザーバーとして参加すること

を認めることができる。

4 各締約者の権限のある当局は、自己の監督の対象となる規制を受ける事業体への他方の締約者の権限のある当局の阻害されることのないアクセスを認めることを目的として、監視及び検査のため、必要な場合には、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。

5 各技術機関は、他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を確保するため、この協定の附属書に定める手続に従い、他方の技術機関の監督活動にオブザーバーとして参加することができる。

第八条 安全性に関する情報の交換

両締約者は、第十条の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従って次の事項を行う。

(a) 要請に基づき、かつ、適時に、この協定の附属書の対象となる民間航空製品、サービス又は行為に関連する事故、重大な事態又は事象に関する情報であって自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供すること。

(b) 安全性に関する他の情報であって両技術機関が決定するものを交換すること。

第九条 執行活動における協力

両締約者は、要請がある場合には、関係法令及び必要とされる資源の利用可能性に従い、この協定の対象となる法令に対する違反の疑いについての調査又は執行活動における相互の協力及び支援を技術機関又は権限のある当局を通じて提供する。さらに、各締約者は、相互の利益が関係する場合には、他方の締約者に対しあらゆる調査について速やかに通報する。

第十条 データ及び情報の秘密性及び保護

1 各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持する。当該データ及び情報を受領する締約者は、この協定の目的のためにのみ、当該データ及び情報を利用することができる。

2 両締約者は、特に、それぞれの法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領した営業上の秘密、知的財産、商業上若しくは財政上の秘密の情報、財産的価値を有するデータ又は現に行われている調査に関する情報に該当するデータ及び情報を、公衆を含む第三者に開示してはならず、また、自己の権限のある当局が公衆を含む第三者に開示することを認めてはならない。このため、当該データ及び情報は、

秘密のものとする。

3 一方の締約者又はその権限のある当局は、他方の締約者又はその権限のある当局に対してデータ又は情報を提供する際に、秘密のものであつて開示の対象とならないとするデータ又は情報を指定することができる。この場合において、当該一方の締約者又はその権限のある当局は、当該データ又は情報を秘密のものとして明示する。

4 一方の締約者は、他方の締約者又はその権限のある当局が3の規定に従つて行う指定に同意しない場合には、この問題に対処するため、第十六条の規定に従つて当該他方の締約者との協議を要請することができる。

5 各締約者は、この協定に基づいて受領したデータ及び情報を許可されていない開示から保護するために必要な全ての合理的な予防措置をとる。

6 この協定に基づいて他方の締約者からデータ及び情報を受領する締約者は、その受領を理由として当該データ及び情報の財産権を取得しない。

第十一条 両締約者の合同委員会

1 この協定の効果的な実施について責任を負う機関として、各締約者の代表で構成する合同委員会を設置する。合同委員会は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、いずれかの締約者の要請に基づいて両締約者の共同議長の下で一定の間隔で会合する。

2 合同委員会は、この協定の実施に関する全ての事項を検討することができる。合同委員会は、特に次の事項について責任を負う。

(a) この協定の実施に関する両締約者間の問題を解決すること。

(b) この協定の実施を促進するための方法を検討し、及び適当な場合には、第二十条の規定に基づくこの協定の改正のための勧告を両締約者に行うこと。

(c) 第二十条7の規定に従い、新たな附属書を採択し、又は現行の附属書を改正し、若しくは削除すること。

(d) 適当な場合には、第三条に掲げる全ての分野における協力についての作業手続に関する決定を行うこと。

3 合同委員会は、この協定の効力発生の後一年以内に、自己の手続規則を作成し、及び採択するよう努め

る。

第十二条 費用回収

各締約者は、その行為がこの協定の対象となる法人又は自然人に対して締約者又はその技術機関が課する手数料又は課徴金が、公正かつ合理的で提供されたサービスに応じたものであり、及び貿易に対する障害を生じさせないものであることを確保するよう努める。

第十三条 他の協定及び従前の取決め

1 この協定は、その効力発生の後は、第三条の規定に従って実施されるこの協定の対象となる事項に関し、航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めに優先する。

2 航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めは、第三条の規定に従って実施されるこの協定の対象となる事項に関し、第二十条2の規定に基づく暫定的適用の期間中停止する。

3 両技術機関は、適当な場合には、両技術機関の間の従前の取決めを修正し、又は終了させるために必要な措置をとる。

4 1及び2の規定が適用される場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、他の国際協定に基づく両締約者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十四条 適用

この協定は、その附属書に別段の定めがある場合を除くほか、日本国においては民間航空に関する日本国の規制上の制度について、欧州連合においては民間航空に関する欧州連合の規制上の制度について適用する。

第十五条 第三国の参加

両締約者は、この協定に基づく協力への想定される第三国の参加によりこの協定による利益を最大にするという目標を共有する。このため、第十一条の規定によって設置される合同委員会は、適当な場合には、当該参加のための条件及び手続（この協定の必要な改正を含む。）を検討することができる。

第十六条 意見の相違についての協議及び解決

1 両締約者は、この協定の解釈又は適用についての両締約者間の意見の相違を両締約者間の協議（第十一条の規定によって設置される合同委員会の会合を通じた協議を含む。）によって解決するためにあらゆる

努力を払う。

- 2 両技術機関は、第三条2に規定する実施手続の解釈又は適用についての両技術機関の間の意見の相違を両技術機関の間の協議によって解決するためあらゆる努力を払う。当該意見の相違が両技術機関の間の協議によって解決されない場合には、いずれの技術機関も、当該意見の相違を両締約者に付託することができるものとし、両締約者は、この事項について協議（合同委員会の会合を通じた協議を含む。）を行う。

- 3 1及び2の規定にかかわらず、いずれの締約者も、この協定に関する全ての事項について他方の締約者との協議を要請することができる。両締約者は、その要請から四十五日以内に両締約者が合意する時に協議を開始する。当該協議については、合同委員会の会合において行うことができる。

第十七条 相互受入れの義務の停止

- 1 一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、第四条1の規定に基づく受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有する。
- 2 一方の締約者は、受入れの義務を停止する権利を行使する前に、他方の締約者の是正措置を求めるため

に前条の規定に基づく協議を要請する。両締約者は、当該協議が行われている間に、適当な場合には、その停止の影響を検討する。

3 この条の規定に基づく権利については、他方の締約者が2に規定する協議の後適当な期間内には是正措置をとることができなかった場合に限り、行使する。一方の締約者は、当該権利を行使する場合には、当該他方の締約者に対し、受入れの義務を停止する意図を書面によって通告し、及びその停止の理由を詳述する。

4 3に規定する停止は、通告の日の後三十日で効力を生ずる。ただし、この期間の満了の前に、当該停止を申し立てた締約者が他方の締約者に対してその通告を撤回する旨を書面によって通告した場合は、この限りでない。

5 3に規定する停止は、当該停止が効力を生ずる日の前に他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行った適合性認定及びこれらの機関が交付した証明書に影響を及ぼすものではない。効力を生じた当該停止は、両締約者によるその旨の外交上の公文の交換の後直ちに解除することができる。

第十八条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十九条 附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

第二十条 効力発生、暫定的適用、終了及び改正

1 この協定は、その効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、その効力発生までの間、両締約者の法令に従い、署名の時から暫定的に適用される。

3 一方の締約者は、他方の締約者に対し六箇月前に書面によつて通告することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。ただし、両締約者の相互の同意によりこの期間が満了する前にその通告が撤回された場合は、この限りでない。

4 両締約者は、この協定の終了の通告の後、その終了の効力発生の日まで、この協定に基づく自己の義務

を引き続き履行する。

5 この協定の終了は、この協定に定める条件に従って権限のある当局又は認定機関が交付した証明書の有効性に影響を及ぼすものではない。

6 両締約者は、書面による合意によってこの協定を改正することができる。その改正は、当該改正の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

7 6の規定にかかわらず、新たな附属書の採択又は現行の附属書の改正若しくは削除は、欧州連合が日本国政府から必要な内部手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

第二十一条 正文

1 この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。

2 解釈に相違がある場合には、英文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年六月二十二日にブリュッセルで作成した。

日本国のために

兒玉和夫

欧州連合のために

イレーナ・アンドラッシー

アデイーナ・ヴァレアン

附属書一 耐空証明及び環境証明

第A節 一般規定

第一条 目的及び範囲

1 この附属書は、協定第三条2の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、次の分野における協力の実施のために作成する。

- (a) 同条1(a)に規定する耐空証明書及び民間航空製品の監視
 - (b) 同条1(b)に規定する環境証明書及び民間航空製品の試験
 - (c) 同条1(c)に規定する設計証明書及び製造証明書並びに設計機関及び製造機関の監視
- 2 1の規定にかかわらず、中古の民間航空製品（中古の航空機を除く。）は、この附属書の対象から除外する。

第二条 定義

この附属書の適用上、

(a) 「出荷許可証明書」とは、新造の民間航空製品（航空機を除く。）が、輸出締約者が認定した設計に適合し、かつ、安全な運用が可能な状態である旨の承認の形式として、輸出締約者の権限のある当局又は認定機関が交付する証明書をいう。

(b) 「証明当局」とは、輸出締約者の技術機関であつて、国際民間航空条約の第八附属書に定める設計国の責任を遂行する当局の資格において民間航空製品に対する設計証明書を交付するものをいう。

(c) 「設計証明書」とは、民間航空製品の設計又は設計の変更が締約者の法令及び運用規則に定める耐空性に関する要件及び該当する場合には環境保護に関する要件（特に、騒音、燃料の排出又は排出ガスに関するもの）に適合する旨の承認の形式として、当該締約者の技術機関又は認定機関が交付する証明書をいう。

(d) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を与える運用上の要件であつて、当該民間航空製品が特定の種類の運用について適格性を有するためのものをいい、同様の環境保護に関する要件を含む。

(e) 「輸出」とは、民間航空製品が一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から他方の締約

者の当該制度に向けて出荷される過程をいう。

(f) 「輸出耐空証明書」とは、航空機が、輸入締約者が通報する耐空性及び環境保護に関する関係する要件に適合する旨の承認の形式として、輸出締約者の権限のある当局（中古の航空機については、当該航空機の輸出が行われる登録国の権限のある当局）が交付する証明書をいう。

(g) 「輸出締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度から民間航空製品の輸出が行われる締約者をいう。

(h) 「輸入」とは、一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から輸出された民間航空製品が他方の締約者の当該制度に持ち込まれる過程をいう。

(i) 「輸入締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度に民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。

(j) 「大変更」とは、型式設計の全ての変更（「小変更」を除く。）をいう。

(k) 「小変更」とは、型式設計の変更であつて、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさない

ものをいう。

(1) 「運用上の適合性データ」とは、欧州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度による規制の下にある航空機型式のうち特定のものに関する型式別の運用上の状態を裏付け、及び許容するための所要のデータの一式をいう。運用上の適合性データは、航空機に対する型式証明書の申請者又は保有者によって設計されなければならない。また、型式証明書の一部でなければならない。欧州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度の下では、当該航空機型式のうち特定のものに適用されるところに従い、型式証明書又は限定型式証明書の最初の申請は、運用上の適合性データの認定に係る申請を含まなければならない。又はその後当該申請によって補足されなければならない。

(m) 「製造認定書」とは、製造者が、特定の民間航空製品を製造するための関係する要件であつて締約者の法令及び運用規則に定めるものに適合する旨の承認の形式として、当該締約者の権限のある当局が当該製造者に交付する証明書をいう。

(n) 「単独の製造認定書」とは、民間航空製品の製造者に交付される製造認定書であつて、当該製造者と提携する事業体に対して製造認定書の対象を拡大するものでないものをいう。

(o) 「技術実施手続」とは、協定第三条2の規定に従って両技術機関がこの附属書のために作成する実施手続をいう。

(p) 「認証当局」とは、輸入締約者の技術機関であつて、証明当局又は認定機関が交付する設計証明書がこの附属書に定めるところに従つて自動的に受け入れ、又は認証するものをいう。

第B節 証明監督理事会

第三条 設置及び構成

1 この附属書の効果的な実施について責任を負う技術的な調整機関として、協定第十一条の規定によつて設置される合同委員会に対して責任を負う証明監督理事会を両技術機関の共同議長の下に設置する。同理事会は、各締約者の技術機関の代表者によつて構成されるものとし、その任務の遂行を容易にするために追加的な参加者を招請することができる。

2 証明監督理事会は、いずれかの技術機関の要請に基づいて一定の間隔で会合し、並びにコンセンサス方式によつて決定及び勧告を行う。同理事会は、自己の手続規則を作成し、及び採択する。

第四条 任務

証明監督理事会の任務には、特に次の事項を含む。

- (a) 第六条に定める技術実施手続を作成し、採択し、及び改訂すること。
- (b) 主要な安全上の懸念に関する情報を共有し、及び適当な場合には、当該懸念に対処するための行動計画を作成すること。
- (c) 権限のある当局の責任に属し、かつ、この附属書の実施に影響を与える技術的な問題を解決すること。
- (d) 適当な場合には、協力、技術的な支援及び情報の交換であつて、安全及び環境保護に関する要件、証明制度並びに品質管理及び標準化に係る制度に関するものについて効果的な方法を作成すること。
- (e) 合同委員会に対してこの附属書の改正を提案すること。
- (f) 第二十九条の規定に従い、他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を確保するための手続を定めること。
- (g) (f)に規定する手続の実施について分析し、及び行動をとること。
- (h) 合同委員会に対して未解決の問題を報告し、及びこの附属書に関して合同委員会が行う決定の実施を

確保すること。

第C節 実施

第五条 設計証明、製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局

1 設計証明に関する権限のある当局は、次の機関とする。

(a) 欧州連合については、欧州連合航空安全庁

(b) 日本国については、国土交通省航空局

2 製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局は、次の機関とする。

(a) 欧州連合については、欧州連合航空安全庁及び欧州連合構成国の権限のある当局。中古の航空機に対する輸出証明書については、欧州連合の権限のある当局は、当該航空機の輸出が行われる当該航空機に係る登録国の権限のある当局とする。

(b) 日本国については、国土交通省航空局

第六条 技術実施手続

1 技術実施手続は、この附属書の実施を容易にするための具体的な手続を定めるため、両締約者の権限の

ある当局の間の連絡に係る活動のための手続を定めることにより、両技術機関が証明監督理事会を通じて作成する。

- 2 技術実施手続は、また、協定第三条2に定めるところに従い、この附属書の実施に関連する両締約者の民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度の間の相違を取り扱う。

第七条 秘密の及び財産的価値を有するデータ及び情報の交換及び保護

- 1 この附属書の実施において交換されるデータ及び情報は、協定第十条の規定の適用を受ける。
- 2 認証の過程において交換されるデータ及び情報は、技術実施手続に定めるところにより、その性質及び内容において、関係する技術的な要件についての適合性の実証に必要なものに限定される。

- 3 両締約者の権限のある当局の間のデータ及び情報の交換に関する意見の相違については、技術実施手続に定めるところにより取り扱う。各締約者は、解決のために当該意見の相違を証明監督理事会に付託する権利を保持する。

第D節 設計証明

第八条 一般原則

1 この節は、この附属書の対象となる全ての設計証明書（その変更を含む。）、特に次の文書を取り扱う。

- (a) 型式証明書
- (b) 型式認定書及び仕様認定書
- (c) 追加型式証明書
- (d) 修理設計認定書
- (e) 技術基準命令認定書
- (f) 限定型式証明書。これは、各技術機関によって交付されるものとし、また、技術実施手続に定めるところにより両技術機関が個別に取り扱う。

2 認証当局は、証明当局が交付し、若しくは認定した又は証明当局による交付若しくは認定の過程にある設計証明書又はその変更について、この附属書に定める条件に従い、かつ、技術実施手続（自動的な受入れ及び認証に関する方式を含む。）に定めるところにより、第十二条に定める関与の水準を考慮して認証し、又は自動的に受け入れる。

3 各締約者は、この附属書の実施のため、全ての設計機関がその責任を引き受ける能力について実証されていることが、民間航空の安全に関する自己の規制上の制度において設計機関のための証明制度を通じて十分に管理されていることを確保する。

第九条 認証の過程

1 民間航空製品に対する設計証明書の認証に係る申請は、技術実施手続に定めるところにより、証明当局を通じて認証当局に対して行う。

2 証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、認証当局が設計証明書の認証に必要な全ての関連するデータ及び情報を受領することを確保する。

3 認証当局は、設計証明書の認証に係る申請を受領したときは、第十一条の規定に従って認証のための証明の基準を決定し、及び第十二条の規定に従って認証の過程における認証当局の関与の水準を決定する。

4 認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、実行可能な限りにおいて、証明当局が行った技術的な評価、試験、検査及び適合性認定に基づいて認証を行う。

5 認証当局は、証明当局が提供した関連するデータ及び情報を検討した後、次の全ての事項に該当する場合

合には、認証された民間航空製品に対する自己の設計証明書（以下「認証された設計証明書」という。）を交付する。

- (a) 証明当局が当該民間航空製品に対して設計証明書を交付したことが確認されること。
- (b) 当該民間航空製品が第十一条に定める証明の基準に適合することを証明当局が認定すること。
- (c) 認証当局が行う認証の過程において提起される全ての問題が解決すること。
- (d) 申請者が技術実施手続に定める追加的な行政上の要件を満たすこと。

6 各締約者は、申請者が、認証された設計証明書の取得及び維持に当たり、民間航空製品の継続的な耐空性及び関係する環境保護に関する要件についての適合性の確保に必要な情報の提供を行うため、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書（証明された民間航空製品の検査記録を含む。）を証明当局の利用に供するために保有し、及び保持することを確保する。

第十条 設計証明書の認証の方式

1 欧州連合が証明当局として交付する型式証明書は、日本国が認証当局として認証する。技術実施手続に定める一部のデータについては、自動的に受け入れる。当該データには、該当する場合には、次の文書を

含む。

- (a) 発動機を装備する際の説明書（発動機に対する型式証明書に限る。）
- (b) 構造上の修理に関する説明書
- (c) 電気配線の相互接続系統に関する継続的な耐空性のための指示書
- (d) 重量の均衡に関する説明書

2 欧州連合が証明当局として交付する重要な追加型式証明書及び重要な大変更の認定書は、日本国が認証当局として認証する。両技術機関の間で個別に別段の決定を行う場合を除くほか、原則として、技術的に精通することに限定される簡素化した認証の過程であって申請者による適合性を示す行為に認証当局が関与しないものを用いる。

3 日本国が証明当局として交付する型式証明書並びに航空機用発動機及び航空機用プロペラに対する型式認定書は、欧州連合が認証当局として認証する。

4 民間航空製品（航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く。）に対する型式認定書、追加型式証明書並びに大変更、主要な修理及び仕様の認定書であって、日本国が証明当局として交付するものは、欧州連

合が認証当局として認証する。両技術機関の間で個別に決定を行う場合には、技術的に精通することに限定される簡素化した認証の過程であって申請者による適合性を示す行為に認証当局が関与しないものを用いることができる。

第十一条 認証のための証明の基準

1 認証当局は、民間航空製品に対する設計証明書を認証するため、証明の基準を決定するに当たり、自己の属する締約者の法令及び運用規則に定める次の要件を用いる。

(a) 類似の民間航空製品についての耐空性に関する要件であって、証明当局によって確定された有効な申請の日に適用されており、及び該当する場合には技術実施手続に定める追加的な技術的条件によって補完されているもの

(b) 認証当局に対する認証に係る申請の日に適用されている当該民間航空製品についての環境保護に関する要件

2 認証当局は、該当する場合には、次の事項を明示する。

(a) 関係する要件の適用除外

(b) 関係する要件からの逸脱

(c) 関係する要件に適合しない場合に同等の水準の安全性を提供することとなる補正の要素

3 1及び2に定める要件に加え、認証当局は、関連する耐空性に関する規範、法令及び運用規則に次のいずれかの理由によりその民間航空製品についての十分又は適当な安全に関する要件が規定されていない場合には、適用する特別な条件を明示する。

(a) 当該民間航空製品が、関係する耐空性に関する規範、法令及び運用規則の基礎となった設計の慣行と比較して新たな又は通常と異なる設計上の特徴を有すること。

(b) 当該民間航空製品の予定される用途が通常のものでないこと。

(c) 他の類似の運用中の民間航空製品又は類似の設計上の特徴を有する民間航空製品から得た経験が、安全でない状態が生じ得ることを示していること。

4 認証当局は、適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を明示する場合には、証明当局が適用した適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件に妥当な考慮を払い、及び認証する民間航空製品につき、自己が明示する適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を自己の属する締約者の類似の民間航空製品に対

するものよりも厳しいものにしてはならない。認証当局は、証明当局に対してそのような適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を通報する。

第十二条 認証当局の関与の水準

1 第九条及び技術実施手続に定める認証の過程における一方の締約者の認証当局の関与の水準については、主として次の事項によって決定する。

- (a) 他方の締約者の権限のある当局の証明当局としての経験及び実績
- (b) 当該認証当局が他方の締約者の権限のある当局との過去の認証の実施において既に得た経験
- (c) 認証する設計の性質
- (d) 申請者の当該認証当局との間の実績及び経験
- (e) 第二十八条及び第二十九条に定める資格要件の評価の結果

2 認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、一定の製品区分の最初の認証において、特に証明当局の手続及び方法について特別な手続及び厳格な審査を行う。

3 1及び2に定める原則の効果的な実施は、技術実施手続に定める評価基準を用いて、証明監督理事会が

定期的に評価し、把握し、及び再検討する。

第十三条 自動的な受入れの過程

1 認証当局は、自動的な受入れの対象となる設計証明書については、証明当局が交付する設計証明書を認証を行うことなく受け入れる。この場合において、当該設計証明書は、認証当局が自己の属する締約者の法令及び運用規則に従って交付する証明書と同等のものとして承認するものとし、認証当局は、これに相当する証明書を交付しない。

2 証明当局としての欧州連合の技術機関が交付する重要でない追加型式証明書、重要でない大変更又は重要でない主要な修理及び技術基準命令認定書は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。

3 証明当局としての欧州連合の技術機関又は欧州連合の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。

4 証明当局としての日本国の技術機関又は日本国の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、欧州連合の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。

第十四条 第十条及び前条の実施規定

1 小変更又は大変更への分類は、この附属書に定める定義に従って証明当局が行い、並びに当該証明当局の関係する規則及び手続に従って解釈する。

2 証明当局は、追加型式証明書又は大変更が重要であるか否かを分類するため、これらの変更を、過去における全ての関連する設計上の変更との関係及び民間航空製品に対する型式証明書に用いられた関係する証明規格に対する全ての関連する修正との関係において検討する。次のいずれかの基準に合致する変更は、自動的に重要なものとする。

- (a) 一般的な形態又は構造上の原則が保持されていないこと。
- (b) 変更される民間航空製品の証明に用いられた前提条件が有効でないこと。

第十五条 設計証明書の譲渡

設計証明書の保有者が自己の設計証明書を他の事業体に譲渡する場合には、当該設計証明書について責任を負う証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、その譲渡につき認証当局に対して速やかに通報し、及び設計証明書の譲渡に関連する手続を適用する。

第十六条 設計に関連する運用上の要件

1 両技術機関は、設計に関連する運用上の要件に関連するデータ及び情報が、必要な場合には認証の過程において交換されることを確保する。

2 認証当局は、設計に関連する運用上の要件の一部に係る両技術機関の間の決定に従い、認証の過程を通じて証明当局の適合性報告書を受け入れることができる。

第十七条 型式に関連する運用上の文書及びデータ

1 一部の型式別の運用上の文書及びデータの一式であって型式証明書の保有者が提供するもの（欧州連合の制度における運用上の適合性データ及び日本国の制度における同等のデータを含む。）は、証明当局が認定し、又は受け入れるものとし、必要な場合には、認証の過程において交換する。

2 1に規定する運用上の文書及びデータは、技術実施手続に定めるところにより、認証当局が自動的に受け入れ、又は認証することができる。

第十八条 同時に行う認証

申請者及び両技術機関が決定した場合には、状況に応じ、及び技術実施手続に定めるところにより、同時

に行う認証の過程を用いることができる。

第十九条 継続的な耐空性

- 1 両技術機関は、自己が証明当局となる民間航空製品の安全でない状態に対処するための行動をとる。
- 2 一方の締約者の権限のある当局は、自己の規制上の制度の下で設計され、又は製造された民間航空製品について、他方の締約者の権限のある当局が当該民間航空製品の継続的な耐空性に必要と認める行動を決定するに当たり、要請に基づき、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。
- 3 運用中の障害その他この附属書の対象となる民間航空製品に影響を与える潜在的な安全性に関する問題により当該民間航空製品の証明当局である一方の締約者の技術機関が調査を行うこととなる場合には、他方の締約者の技術機関は、要請に基づき、当該調査の支援（関連する事業体によって報告された関連情報であつて、故障、機能不全、欠陥その他当該民間航空製品に影響を与える事態に関するものの提供を含む。）を行う。

- 4 設計証明書の保有者の証明当局に対する報告の義務及びこの附属書の定める情報交換の仕組みは、各設計証明書の保有者が故障、機能不全、欠陥その他その民間航空製品に影響を与える事態を認証当局に報告

する義務を果たすものとみなす。

5 1から4までに規定する安全でない状態に対処するための行動及び安全に関する情報の交換については、技術実施手続で定める。

6 一方の締約者の技術機関は、当該締約者の監督に関する制度の下で設計され、又は製造された民間航空製品に関する全ての継続的な耐空性に関する義務的通知（この附属書の範囲内のものに限り。）を他方の締約者の技術機関に通報する。

7 一方の締約者の技術機関は、交付した証明書における耐空性の状態のいかなる変更についても、他方の締約者の技術機関に適時に連絡する。

第E節 製造証明

第二十条 製造の証明及び監督に関する制度の承認

1 輸入締約者は、この附属書の範囲内で輸出締約者の製造の証明及び監督に関する制度が輸入締約者の当該制度と十分に同等であると認められることから、第二十六条2の規定が適用される場合を除くほか、輸出締約者の当該制度を承認する。

2 1の規定は、次の事項についても適用する。

(a) 設計国の責任が輸出締約者以外の国に帰属する民間航空製品の製造。ただし、輸出締約者の権限のある当局が、当該民間航空製品について設計証明書保有者と製造認定書保有者との間の連携を管理するため、設計国の関連する当局と必要な手続を定め、及び実施していることを条件とする。

(b) 輸出締約者の単独の製造認定書の保有者であって両締約者の領域の外に所在するものによる民間航空製品（民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く。）の製造

(c) 輸出締約者の単独の製造認定書の保有者であって両締約者の領域の外に所在するものによる航空機用発動機及び航空機用プロペラの製造。ただし、両技術機関による個別の再検討の対象となることを条件とする。

第二十一条 製造認定書の対象の拡大及び単独の製造認定書

1 輸出締約者の権限のある当局が当該輸出締約者の領域に主として所在する製造者に交付し、かつ、前条1の規定に従って承認される製造認定書は、輸入締約者又は第三国の領域に所在する当該製造者の製造現場及び製造施設（当該製造現場及び製造施設の法的地位並びに当該製造現場及び製造施設において製造さ

れる民間航空製品の種類のいかんを問わない。）を含めるために対象を拡大することができる。この場合において、当該輸出締約者の権限のある当局は、当該製造現場及び製造施設の監督について引き続き責任を負うものとし、また、当該輸入締約者の権限のある当局は、同一の民間航空製品について当該製造現場及び製造施設に対して自己の製造認定書を交付しない。

- 2 一方の締約者の権限のある当局が他方の締約者の領域に所在する製造者に交付する単独の製造認定書であつてこの協定の署名の時に有効なものは、両技術機関が個別に再検討する。当該単独の製造認定書については、その保有者と協議の上、合理的な期間内に終了させることができる。

第二十二条 製造認定書の保有者と設計証明書の保有者との間の連携

- 1 両締約者の権限のある当局は、民間航空製品に対する製造認定書の保有者が一方の締約者の権限のある当局による規制の下にあり、かつ、当該民間航空製品に対する設計証明書の保有者が他方の締約者の権限のある当局による規制の下にある場合には、当該製造認定書の保有者と当該設計証明書の保有者との間の連携の管理についての各締約者の責任を定義するための手続を定める。

- 2 両締約者の権限のある当局は、この附属書の枠組みにおける民間航空製品の輸出について、設計証明書

の保有者と製造認定書の保有者とは同一の事業体でない場合には、当該設計証明書の保有者が設計と製造との間の十分な調整及び当該民間航空製品の継続的な耐空性のための適切な支援を確保するために当該製造認定書の保有者との間で適切な取決めを行うことを確保する。

第二十三条 製造認定書の重複の回避

輸入締約者の権限のある当局は、輸出締約者の権限のある当局が交付した製造認定書に既に含まれる民間航空製品を自己の製造認定書が対象とすることとなる場合には、両技術機関が別段の決定を行うときを除くほか、輸出締約者の製造認定書の保有者に対して製造認定書を交付しない。

第F節 輸出証明書

第二十四条 範囲

この附属書は、技術実施手続に定めるところにより、この附属書の対象となる次の輸出証明書を取り扱う。

- (a) 新造及び中古の航空機に対する輸出耐空証明書
- (b) 新造の民間航空製品（航空機を除く。）に対する出荷許可証明書

第二十五条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品（航空機を除く。）に対する出荷許可証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手続に従って輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証し、又は証明した設計に適合すること。

(b) 安全に運用することができる状態であること。

(c) 輸入締約者が通報した全ての追加的な要件を満たすこと。

(d) 民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラについては、輸入締約者が通報した関係する継続的な耐空性に関する義務的通知（当該輸入締約者の耐空性に関する命令を含む。）に適合すること。

2 輸出締約者の権限のある当局は、当該輸出締約者において登録された中古の航空機に対して輸出耐空証明書を交付する場合には、1 (a) から (d) までに定める要件に加え、当該航空機がその運用期間を通じて、当該輸出締約者が認定する手順及び方法を用いて適切に整備されていることを確保する。その整備は、航空

日誌及び整備記録によって証明されるものとする。

第二十六条 新造の民間航空製品に対する輸出証明書の受入れ

1 輸入締約者の権限のある当局は、前節及び2の規定に従うことを条件として、この附属書及び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締約者の権限のある当局又は認定機関としての製造認定書の保有者が新造の民間航空製品に対して交付する輸出証明書を受け入れる。

2 輸入締約者の権限のある当局は、自己の民間航空の安全に関する規制上の制度の下で過去に受け入れたことがない民間航空製品の区分である場合には、この条の規定に従って当該民間航空製品に対する輸出証明書を受け入れる前に、技術実施手続に定めるところにより、前条1に定める要件が効果的に満たされていることを確認するために製造認定書の保有者の評価を行うことを決定することができる。当該輸入締約者は、当該評価を行う意図を有する場合には、輸出締約者に通報する。当該評価を良好に終了した製造認定書の保有者の一覧については、当該輸入締約者の技術機関の公の出版物において公表する。

第二十七条 中古の航空機に対する輸出耐空証明書の受入れ

1 輸入締約者の権限のある当局は、この附属書及び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締約者の権限

のある当局が中古の航空機に対して交付する輸出耐空証明書を受け入れる。ただし、当該航空機について、型式証明書又は限定型式証明書の保有者がその航空機型式の継続的な耐空性を裏付けるために存在する場合に限る。

2 輸出締約者の権限のある当局は、輸入締約者の権限のある当局が当該輸出締約者の製造に関する監督の下で製造された中古の航空機に対する輸出耐空証明書を1の規定に従って受け入れるため、要請に基づき、次のデータ及び情報の入手において当該輸入締約者の権限のある当局を支援する。

(a) 製造者から出荷された時の当該航空機の形態

(b) 当該航空機に対して行われた出荷後の変更及び修理であって、当該輸出締約者の権限のある当局が認定したもの

3 輸入締約者は、技術実施手続に定めるところにより、検査記録及び整備記録を要求することができる。

4 輸出が検討される中古の航空機の耐空性の状態を評価する過程において、輸出締約者の権限のある当局が第二十五条2並びにこの条の1及び2に定める全ての要件を満たすことができない場合には、当該輸出締約者の権限のある当局は、次の事項を行う。

(a) 輸入締約者の権限のある当局に通報すること。

(b) 技術実施手続に定めるところにより、両締約者の権限のある当局が関係する要件に対する例外を受け入れ、又は拒否することについて輸入締約者の権限のある当局と調整すること。

(c) 輸出の時に、受け入れられた例外に関する記録を保持すること。

第G節 権限のある当局の資格審査

第二十八条 適合性認定及び証明書を受入れのための資格要件

各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を維持する。

当該制度には、次の事項を含む。

(a) 法的な及び規制上の枠組みであって、特に締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度による規制の下にある事業体に対する規制上の権限を確保するもの

(b) 組織の構成（責任に関する明確な説明を含む。）

(c) 十分な資源（資格を有する職員であって、十分に知識及び経験を有し、かつ、訓練されたものを含む。）

(d) 政策及び手続に記載された適切な過程

(e) 文書及び記録

(f) 確立された検査の計画であつて、法的な及び規制上の枠組みの実施について監督に関する制度の種々の要素の間の統一的な水準を確保するもの

第二十九条 権限のある当局の継続的な資格審査

1 各締約者の技術機関は、この附属書の実施に関するそれぞれの規制上の制度が十分に同等の水準の安全性を確保するようにそれぞれの規制上の制度に対する相互の信頼を維持するため、他方の締約者の権限のある当局の前条に定める資格要件についての遵守を定期的に評価する。この継続的な相互の評価の方式は、技術実施手続で定める。

2 一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する評価が要求された場合には他方の締約者の権限のある当局と協力し、及び自己の監督の下にある規制を受ける事業体が両技術機関に対してアクセスを認めるところを確保する。

3 いずれかの締約者の技術機関が、他方の締約者の権限のある当局の技術的能力が適切でなくなったと信

ずる場合又はこの附属書の実施に関する他方の締約者の制度が当該他方の締約者の権限のある当局が行う適合性認定若しくは当該他方の締約者の権限のある当局が交付する証明書の受入れを認めるために十分に同等の水準の安全性を確保しなくなったという理由により当該受入れを停止すべきであると信ずる場合には、両技術機関は、是正措置を特定するために協議する。

4 各締約者の技術機関は、相互に受け入れることができる方法を通じて相互の信頼を回復することができる場合には、3に規定する事項を証明監督理事会に付託することができる。

5 各締約者は、3に規定する事項が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該事項を協定第十条の規定によって設置される合同委員会に付託することができる。

第H節 連絡、協議及び支援

第三十条 連絡

両締約者の権限のある当局の全ての連絡は、両技術機関が個別に決定する例外を除くほか、技術実施手続に定める文書を含め、英語で行う。

第三十一条 技術的な協議

1 両技術機関は、協議を通じてこの附属書の実施に関する問題に対処する。

2 各締約者の技術機関は、1の規定に従って行う協議を通じ相互に受け入れることができる解決に至らない場合には、1に規定する問題を証明監督理事会に付託することができる。

3 各締約者は、1に規定する問題が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該問題を協定第十条の規定によって設置される合同委員会に付託することができる。

第三十二条 証明における支援及び継続的な耐空性のための監督活動における支援

一方の締約者の権限のある当局は、設計、製造及び環境保護に関連する証明並びにこれらに関連する継続的な耐空性のための監督活動において、要請に基づき、相互の同意の後に及び資源が許す場合には、他方の締約者の権限のある当局に対して技術的な支援、データ及び情報を提供することができる。提供する支援及び当該支援を提供するための過程は、技術実施手続で定める。

